

平成30年12月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

平成30年12月13日

○出席議員 15人

1番 鈴木克己君	3番 藤本治君	4番 久我恵子君
5番 磯野典正君	6番 照川由美子君	7番 戸坂健一君
8番 佐藤啓史君	9番 寺尾重雄君	10番 土屋元君
11番 松崎栄二君	12番 丸昭君	13番 岩瀬洋男君
14番 黒川民雄君	15番 岩瀬義信君	16番 末吉定夫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 岩瀬好央君	総務課長 酒井清彦君
企画課長 軽込一浩君	財政課長 齋藤恒夫君
税務課長 土屋英二君	市民課長 植村仁君
介護健康課長 大森基彦君	福祉課長 吉清佳明君
生活環境課長兼 清掃センター所長 神戸哲也君	都市建設課長 鈴木克己君
農林水産課長 平松等君	観光商工課長 高橋吉造君
会計課長 菰田智君	教育課長 岡安和彦君
社会教育課長 長田悟君	水道課長 大野弥君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 渡辺茂雄君	議事係長 原隆宏君
------------	-----------

議 事 日 程

議事日程第5号

第1 議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（総務文教常任委員長）

議案第50号 勝浦市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第51号 勝浦市課設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 市有財産の売払いについて

議案第55号 平成30年度勝浦市一般会計補正予算

(産業厚生常任委員長)

議案第52号 勝浦市特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例及び勝浦市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について

議案第54号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 平成30年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第57号 平成30年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第58号 平成30年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

議案第59号 平成30年度勝浦市水道事業会計補正予算

第2 諮問上程・説明・質疑・採決

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第3 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第5号 勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

発議案第6号 勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第4 議員の派遣について

第5 報告

報告第7号 専決処分の報告について

報告第8号 専決処分の報告について

開 議

平成30年12月13日(木) 午前10時開議

○議長(岩瀬洋男君) ただいま出席議員は15人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長(岩瀬洋男君) 日程第1、議案を上程いたします。

議案第50号 勝浦市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第51号 勝浦市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第53号 市有財産の売払いについて、議案第55号 平成30年度勝浦市一般会計補正予算、以上4件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。磯野総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 磯野典正君登壇〕

○総務文教常任委員長（磯野典正君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務文教常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月10日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第50号 勝浦市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第51号 勝浦市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第53号 市有財産の売払いについて、議案第55号 平成30年度勝浦市一般会計補正予算、以上4件につきましては、議案第50号、議案第51号、以上2件につきましては全員賛成で、議案第53号及び議案第55号、以上2件につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本治議員。

〔3番 藤本 治君登壇〕

○3番（藤本 治君） 私は、ただいまの総務常任委員長報告のうち、議案第53号 市有財産の売払いについて、議案第55号 平成30年度勝浦市一般会計補正予算に反対の立場から討論を行います。

議案第53号は、総野園の建物を売り払おうとするものですが、本会議及び常任委員会での質疑を通じて、移譲の条件である事業継続の10年が経過した後、万が一さくら会が事業から撤退し、ほかにも事業に参入する民間事業者がない場合、事業の継続に市が責任を持って用地提供を初め、あらゆる努力を払って、民間事業者を引き込むと言明されたこと、また、さくら会が規模を拡大して事業を続ける意欲を持っているとの表明は、大変重要な答弁でした。

しかしながら、よりベターは、民間に移譲せず、公設のまま事業を継続し、営利を目的とすることなくサービスを提供し続けることです。また、国・県に対しては、官から民への政策誘導ではなく、公設で事業を継続・発展させられる財政支援を求めるべきです。公的責任を放棄し、民間任せにすることは、住民福祉の増進に対して大きな後退と言わざるを得ません。よって、総野園の売り払いには反対であることを表明いたします。

議案第55号の一般会計補正予算は、小中学校普通教室へのエアコン設置を初め、ぜひとも行うべき事業が数多く含まれています。したがって、ただ1点、さきに述べた理由により、歳入から総野園の売払収入の計上を削除することを求めるものです。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに討論はありませんか。黒川民雄議員。

〔14番 黒川民雄君登壇〕

○14番（黒川民雄君） 私は、議案第53号 市有財産の売払いについて、議案第55号 平成30年度勝浦市一般会計補正予算について、賛成の立場で討論いたします。

特別養護老人ホーム総野園の建物は築43年を経過し、建物や設備等の老朽化が進み、今後大規模な施設の改修及び設備・備品等の更新に多額の費用を要することが懸念されております。

このような中、介護職員の確保や効率的な事業運営、時代に即した福祉サービスの向上を図るためには、民間事業者で運営するメリットを最大限に生かすべきであり、県内においても、457施設のうち公設はわずか7施設と、社会福祉法人による運営に何ら支障がないことが証明されているのではないのでしょうか。

また、今後増大することが見込まれる要介護者の受け入れ施設の確保についても、3年に1度策定する介護保険事業計画において、利用者見込み数と施設の受け入れ状況を勘案し、市の責任において適切な対応がとれるものと考えられることから、総野園将来構想検討委員会による審査意見にもあるとおり、総野園を民間事業者に譲渡することは妥当であると認められます。

そこで、議案第53号 市有財産の売払いについてであります。総野園の建物及び備品類に対する不動産鑑定額は2,949万円であるものの、今後資産価値を超える建物の改修等が見込まれることから、一部国からの交付金を活用した施設整備に対する返還金の額を基礎とした譲渡額は妥当であると認め、地方自治法第96条第1項第6号の規定による市有財産の売り払いについて、賛意を表するものであります。

次に、議案第55号 平成30年度勝浦市一般会計補正予算についてであります。歳入の総野園建物売払収入は、議案第53号 市有財産の売払いが妥当であると認められること、また、小中学校の空調設備整備事業等、重要かつ緊急を要する事業が計上されていることから、本案についても賛意を表するものであります。

以上で、議案第53号及び議案第55号の賛成討論を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号 勝浦市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第51号 勝浦市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第53号 市有財産の売払いについてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（岩瀬洋男君） 挙手多数であります。よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第55号 平成30年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（岩瀬洋男君） 挙手多数であります。よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第52号 勝浦市特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例及び勝浦市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について、議案第54号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第56号 平成30年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第57号 平成30年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第58号 平成30年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第59号 平成30年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上6件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。戸坂産業厚生常任委員長。

[産業厚生常任委員長 戸坂健一君登壇]

○産業厚生常任委員長（戸坂健一君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当産業厚生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月11日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その審査結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第52号 勝浦市特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例及び勝浦市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について、議案第54号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第56号 平成30年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第57号 平成30年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第58号 平成30年度勝

浦市介護保険特別会計補正予算、議案第59号 平成30年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上6件につきまして、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本治議員。

○3番（藤本 治君） 議案第52号について、どのような質疑がなされたか、お伺いいたします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。戸坂産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（戸坂健一君） 議案第52号について、どのような議論がなされたかというご質問であります。委員からは、移譲後の総野園の建て替えについてご質問がございました。10年後あるいはその後、総野園の建て替えあるいは新築が必要になるかどうかと思うが、なるべく早く前倒して進めるべきという質問に対し、執行部からは、選定にかかわる会議の中では、具体的に10年後という数字は出ていないが、移譲を受けた側としてはなるべく早い時期での拡張、建て替えの方向で計画している旨の答弁がございました。

また、建て替えの際には今後の拡大する需要に対応するために100床も見据えた拡張も考えてほしい旨の要望がございました。

また、職員の処遇に変わりはないかとの質問に対し、執行部からは、職員の身分については原則継続雇用とし、賃金も同等の額であると聞いているとの回答がございました。

以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本治議員。

〔3番 藤本 治君登壇〕

○3番（藤本 治君） 私は、ただいまの産業厚生常任委員長報告のうち、議案第52号 勝浦市特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例及び勝浦市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止についてに反対の立場から討論を行います。

議案第52号は、総野園設置の根拠となっている条例を廃止しようとするものです。これによって総野園は民間に移譲されることになるわけですが、質疑を通じて、移譲の条件である事業継続の10年が経過した後に万が一さくら会が事業から撤退し、ほかにも事業に参入する民間事業者がない場合、事業の継続に市が責任を持って用地提供を初め、あらゆる努力を払って民間事業者を引き込むと言明されたこと、また、さくら会が規模を拡大して事業を続ける意欲を持っているとの表明は、大変重要な答弁でした。

しかしながら、よりベターは、民間に移譲せず、公設のまま事業を継続し、営利を目的とすることなくサービスを提供し続けることです。また、国・県に対しては、官から民への政策誘導ではなく、公設で事業を継続・発展させられる財政支援を求めるべきです。公的責任を放棄し、民間任せにすることは、住民福祉の増進に対して大きな後退と言わざるを得ません。よって、総野園の設置条例の廃止には反対であることを表明し、反対討論を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに討論はありませんか。黒川民雄議員。

[14番 黒川民雄君登壇]

○14番（黒川民雄君） 私は、議案第52号 勝浦市特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例及び勝浦市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について、賛成の立場で討論いたします。

先ほども申しあげましたとおり、現在の老朽化している特別養護老人ホーム総野園の施設等への対応、民間事業者で運営するメリットを最大限に生かすためにも、総野園を民間事業者に譲渡することは妥当であると認められることから、今回の社会福祉法人さくら会への譲渡にあわせた本条例廃止について、賛意を表するものであります。

以上で賛成討論とします。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩瀬洋男君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第52号 勝浦市特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例及び勝浦市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（岩瀬洋男君） 挙手多数であります。よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第54号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第56号 平成30年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第57号 平成30年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり

決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第58号 平成30年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第59号 平成30年度勝浦市水道事業会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

諮問上程・説明・質疑・採決

○議長（岩瀬洋男君） 日程第2、諮問を上程いたします。諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

[市長 猿田寿男君登壇]

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成31年3月31日をもって、人権擁護委員、加藤ひろ子さんの任期が満了することに伴い、千葉地方法務局から候補者の推薦依頼がありましたので、新たに後任として、玉田忠一さんを委員の候補者として法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めようとするものであります。

玉田忠一さんの経歴を申し上げますと、昭和48年3月に千葉県立大原高等学校を卒業後、同年4月から勝浦市役所に勤務以来、平成26年3月に退職するまでの間、環境防災課長兼清掃センター所長、観光商工課長を歴任されました。

また、退職後は、平成26年4月から、一般社団法人勝浦市シルバー人材センター事務局長として、勤務されておりました。

その人格と識見は高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深く理解があり、人権擁護委員として適任であると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上で、諮問第2号の提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第2号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第2号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、諮問第2号は、原案のとおり可決されました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（岩瀬洋男君） 日程第3、発議案を上程いたします。発議案第5号 勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、発議案第6号 勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を関連がありますので、一括議題といたします。職員に発議案を朗読させます。原係長。

〔職員朗読〕

○議長（岩瀬洋男君） 初めに、発議案第5号の発議者から提案理由の説明を求めます。寺尾重雄議員。

〔9番 寺尾重雄君登壇〕

○9番（寺尾重雄君） 発議案第5号 勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明について。勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成者として土屋元議員、鈴木克己議員の賛同をいただきましたので、提出者として提案理由の説明をいたします。

議員定数については、その数が適正とされる明確な基準がない中において、現市政の現状において考察したとき、地方創生の時代における議会のあるべき姿を議員相互の討議においてその役割を具体的に検討することを目的として設置されました議会検討委員会において、将来推計人口、財政状況、他市の状況、市民の意向など、さまざまな観点から議論してきたところでございます。

本市において今後さらに人口の減少と高齢化が確実に進むことが予想される中で、歳入の大幅な増加は見込めず、財政の硬直化が進むなど、厳しい状況が続くことも考えられます。

そのような中、議員定数の削減についての議論においては、議員数を減らすことによる多様な民意の反映機会が減少するのではないかなどの意見もある中で、議員みずから議員としての資質の向上を図り、市民意向の反映のために努力する必要があります。

このような状況の中、議会改革検討委員会において検討した結果により、議員定数を減らすことについては、議員間での協議により決定していましたが、減らす人数についての協議は整いませんでした。

また、平成30年4月1日に施行した勝浦市議会基本条例において、議会及び議員の活動の原則を明確化し、条例第19条において議員定数について規定されており、改正については市政の現状と課題及び将来の予想と展望を十分考慮するとともに、市民の意見を参考として検討するものと規定されていることから、将来予測人口、現行の有権者数等を考慮し、本議案につきましては、議員定数を現在の16人から14人へ2人削減しようとするものであります。

なお、この条例案が可決された場合は、次の一般選挙から施行しようとするものです。よろしくご審議を賜り、全会一致をもちまして、可決されますことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、発議案第6号の発議者から提案理由の説明を求めます。戸坂健一議員。

〔7番 戸坂健一君登壇〕

○7番（戸坂健一君） 議長よりご指名がありましたので、ただいま議題となりました発議案第6号勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

条例改正案の内容は、勝浦市議会議員の定数を、次回の一般選挙から、現在の議員定数16名を1名削減し、15名にしようとするものであります。

これは、議会改革検討委員会の協議内容と結果に基づき、また、議長が招集した議員全員協議会において協議した結果により提案するものであります。

平成27年の市議会議員通常選挙後に任意に設置された議会改革検討委員会について申し上げます。議会改革検討委員会は、各会派の構成人数から公平公正になるよう委員数を割り振り、また委員の選任については各会派からの推薦によるものであります。

また議会改革検討委員会の運営につきましては、常任委員会や議会運営委員会などの条例上明記された委員会の運営と同等のものであり、その協議は基本的には全会一致を前提としたもので、協議結果については市議会全体の総意として重みのあるものであります。

議会改革検討委員会の協議について申し上げますと、黒川民雄委員長のもと、これまで16回の会議を開催し、議会基本条例の制定、議会表彰制度の創設、予算・決算審査特別委員会の委員数の改正、また適正な議員定数、議員報酬について検討をまいりました。

議員定数については、県内自治体の状況や全国の同規模自治体の状況等を参考に、慎重に議論を重ね検討をまいりました。

最終的に議会改革検討委員会においては、定数2減、定数1減、現状維持の3つの意見に分かれることとなりました。定数2減案に対する反対意見としては、1つには、前回4年前に議

員定数を2名削減し、18名から16名にしたこと。前回4年前の定数減の議論をした際には、さらなる定数減の話はなかったこと。加えて申し上げれば、4名削減という声は皆無であり、1名の議員が現状維持を主張した以外、ほかの17名の議員は2名削減で合意していたこと。2つには、人口比に応じて定数減の議論もありましたが、市域面積も広く、市民の声を反映しにくくなるとともに、議会の力を削ぐ可能性もあること。3つには、まずは議員としておのこの職責をしっかりと果たすことが何よりも重要であること等がありました。

しかしながら、その後の会派の離合集散により、その主張が会議のたびに変更になり、議会改革検討委員会として一つの合意を得られなかったことはまことに残念であります。

こうした意見を踏まえ、議員全員協議会において協議した結果、定数減には1名の議員を除き全員が賛成。しかしながら1減と2減で意見が割れました。採決の結果、定数1減が10名、定数2減が3名。結果として定数1減が民主主義を基本とする市議会全員協議会としての多数の意見であります。

必要以上の議員定数の削減は、民意を反映させ市民と行政との間をつなぐという市議会の役割を、何よりもまず民主主義の根幹である民意を削ることにつながるものであり、市民の意見、すなわち民意の反映が困難になることを意味します。

我々市議会議員は、市民の皆さんから選ばれた市民の代表として、市民の立場に立って行政に対する提案やチェックを行います。あくまでも市民の側に立っている立場であります。

今、議会に求められている改革とは、必要以上に定数を削減し、市民の代表である議会の力を削ぎ、市民の皆さんのために働けなくすることではありません。我々議員が力を合わせて市民の皆さんから賜った市民の代表としての役割と職責をこれまで以上にしっかりと果たすことにあります。

以上の理由から、経費削減と適正な議会運営とのバランス等を考慮し、議員定数を1名削減するという結論に至った次第であります。何とぞ私ども発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げます。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本治議員。

○3番（藤本 治君） 発議案第5号並びに第6号の提案者にご質問します。

1つは、勝浦市議会でも過去に定数削減が繰り返えされてきて、現在定数は16名ということでもあります。これ以上の定数削減が多様な民意を反映する、民主主義を実現するということを損なうのではないかというふうに思います。そういう点で、民主主義を損なうということにならないか、これをお尋ねしたいと思います。

市民からも議員の定数を削減する声が上がっているということも考慮したという趣旨の提案がありましたけれども、市民からは二元代表制のこの議会は、市長が行う行政運営を住民の立場からチェックする、そういう重要な機能を持っているという点が十分に映っていない、そういう議会の、議員が果たしている役割が市民の目には十分に映っていないということが、そういったことをもたらす要因になっているのではないかと思うのです。みずからの議会活動や議員活動が住民から、自分たちの代表として働いているというように映っていないということが大きな原因になっているのではないかと思うのです。それを改善する努力こそが必要だと思

いますが、定数を削減するというのは、むしろ真に市民の利益にむしろ反することになると思います。その点では、財政の厳しさを理由に挙げておられますけれども、市議会の役割は、議員と議会が果たすべき役割は、議員歳費は全予算の1%にも満たないわけでありまして、99%以上を占める予算に対して厳しく不要不急の財政支出がないかどうか、あるいは住民の福祉増進のために使われているのかどうか、ここを厳しくチェックすることでありまして。

そういう点で、その役割が果たしているのかどうかこそ検証する必要があると思います。そういう点では、議員の定数を財政を引き合いにして定数を削減するというのは、むしろ99%のチェック機能を弱めて、市民の利益に対しては、市民の利益を損なうことになってしまうということでありまして、財政を理由にした削減は理由とはならないのではないかと思います。

以上、3点質問させていただきます。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 14名の提案につきましては、勝浦の推計人口はあと4年もすれば、1万5,000人を切る。これはあくまでも現況として、この二、三年は、400何人か減っているわけです。そういう意味で、数が多い議員の意見を徴収するというものの、数が少なくとも議員資質と品格の中でこれをやれば、1人当たり勝浦の人口割合から言っても、他町村と比べても、勝浦の議員定数は人口割合から言っても十分考えられる。それを削減して、民意反映については、議員みずからが民意反映を品格の中ですべき問題だと思っの提案理由です。

財政については、勝浦の場合の財政は、今、議会費率1.6%の比率をもって計上されています。ほかの市町村は、財政規模にもよるんでしょうけど、大体1.2とか1.3、そういう状態である中で、当然議員も財政を考えないでいいという話ではありません。トータルの中で財政を考えながら、みずから市政に反映し、そして財政を検討していくのが議員であろうかと私は思っています。そういう中でこの福祉向上においても、当然言われています。

そして私の提案理由の中にも、議員は多ければその民意が反映されるという物の考えは、そちらのほうが当然的な考えでありますけれども、少数精鋭でもちゃんと意見を言える議員、そういうものでなければいけない。そういう思いが提案理由の1つであります以上、果たしてこの15が妥当であるのか、14が妥当なのかは、市民の考えです。先ほど藤本議員が言われるように、市民は議員に期待感が薄いのではないかみたいな意見を言われましたが、確かに我々はそれを払拭していかなければいけない。そういう思いを持って議会活動をしていかなければいけないという問題です。

そして、市長は執行権を持って執行します。だけど議員はその議題に対して提案し、また立法府としてそれをつくり上げていかなければいけないのが議員とは、当然藤本議員もわかっているように、私の文献等から調べる中で、4つのものをもって議員は活動すべき問題だと。今の時代で地方分権や地方創生、これが議会の役割、1点。行政改革、議会改革、活性化からの観点、視点、それが2点目。そして、勝浦94万平米あります。ほかの市原市にしても、君津市にしても、近隣市町村はもっとあります。そういう総的な問題からいっても、まだまだ勝浦も検討する余地がある。これが人口問題と面積に関する視点の問題です。そして、4点目は、識者の意見、識者もいろいろな方がおると思います。しかし、私どもの観点では、勝浦市民は、市民の意見、また議員に対する思惑がまだまだ薄いのではないか、そういう判断のもとに、少数精鋭ながら、15であろうと、14であろうと、私にしてみれば50歩100歩の話だと私は思ってい

ます。1人減ったから、1人増えたからの話ではないです。これが4人、5人減るなら、これはまた問題です。だが、1人ぐらいの話の次第は、私は2人と主張しているんです。そういう中で、仮に14であろうと、民意反映のためには、当然議員みずから品格と資質で努力しなければいけない問題だと思っています。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 藤本議員から、まず15という定数の根拠と財政にかかわるもの、また議会改革をどのように進めていったかというご質問をいただきました。順番は前後しますが、財政についての考え方をお話したいと思います。

議員1人に対する予算額というのは、現状、報酬と期末手当、また議会の共済会事務負担金等々を含めまして、年間約670万円であります。2名削減すれば、確かに年間で1,340万円の削減となります。しかしながら、先ほど藤本議員もおっしゃいました。予算全体の1%に満たないこの予算を削減して、その後予算をどうやって市政のためにより活動していくかという議論は、残念ながらなされていないと思います。ですから、この点について財政を理由に提案をしたということではなくて、あくまで15という適正な人数について議論してきたという経緯がございます。

また、今後の改革ということですが、まさに藤本議員おっしゃるとおりであります。議会という役割の重要性を鑑みて、今後市民のためにどのように働いていくかということを考えて、議会改革検討委員会では、まず議会の基本条例の制定をいたしました。そこで議員のあるべき姿、また働き方等を制定して、それに基づいて我々議員一人一人やっぺいこうということになっております。その役割を果たすために適正な議員定数は幾つかということでもあります。本当に難しい問題ではありますが、先ほども提案させていただいたとおり、議会というのは市政の中で非常に大きな役割を持っております。その適正な人数を考えるというのは本当に難しい問題です。藤本議員おっしゃるとおり、より多角的な意見を市政に反映させるために、またそれといろいろなバランスをとりながら、今年は議員の残念な不祥事もございました。そうした市民の意見も踏まえながら、では勝浦市政をしっかりと動かし、また市民の意見を反映させていくために、どのような議員定数が妥当かということを経済改革検討委員会で議論してきた結果、15名が妥当だろうということでもあります。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○3番（藤本 治君） 一番大切な民主主義の実現にとって、この1名ないし2名の削減が、民主主義を損なうことにならないかという質問をしたわけですがけれども、それに1名、2名ならば、そういった民意の反映を損なうことにはならないと。1人の議員といえども、その背景に多くの市民の願いが託されているわけでありまして、1人たりともこの削減することについては、民意の反映ということを損なうマイナスの面を持っているわけですから、それを補ってなおかつ妥当な理由がなければならぬと思うのです。議会改革検討委員会で回数を多く検討したとはいっても、この肝心の民主主義の実現と議員定数との関係についての真剣な検討は十分なされたとは、私は決して言えないと思います。党派ごとに何名の削減が妥当かをまとめることを持ち寄るといことが繰り返されたわけですがけれども、その最も大事な民主主義の実現にとって、定数1減、2減がどういう意味を持つのか、その実現に対してどういう関係になるのかという検討は十分なされたとは思えないわけでもあります。

今、答弁をお2人からいただきましたけれども、一番肝心の民主主義の実現にそれを十分保障するものという納得いく回答はなかったと思います。むしろほかの市や町の人口などと比較して、勝浦はまだ多いと、そういったことが理由にされていますけれども、その基準でやりますと、際限なく定数を減らし続けることになる。減らしたところと比べると、勝浦もそうですけれども、4年前に2人減らしたけれども、それ以上に減らしたところがあるものですから、まだ勝浦市はそこと比べてみると、定数が多いということですから、際限なく減らし続けるということになってしまうわけです。そういう点で、本当に2名減、1名減が民主主義を損なうことにならないか、民意の反映を損なうことにならないか、それに対する明快答弁は、先ほどの答弁ではいただけてないので、改めて民意を損なうということについて、納得いくご答弁をいただきたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 民意の反映については、議員みずからが仮に1人減ったときに、100人の有権者がその人たちに振り分けていく。それをどのように、いかにその民意を反映するかは、議員の資質と品格によるものだと言っているわけです。それが仮に少数であろうと、またこの勝浦には区長と言われる自治区の50人からの何々区の人たちがいます。その方も市政協力員です。その中で民意というものをどのように反映するかは、議員は当然のことながら、この町の民意、または市民の意見をどのように、どうするか、区長会踏まえても、勝浦市政の運営に関して行っていかなければいけない。1人減ったから民意が反映できないなんていう話は、私には当てはまらないです。それには多くの人間を、また民意を求め、またそれを拾って、勝浦市政に反映していくべきだと思っていますので、藤本議員が言われる民意が反映できないとか、民主主義の中でそれができる、できないなんてあり得ないと思っています。まだそういう段階ではありません。これがもっと9人とか8人になったらどうなのかという問題もありますけど、確かに人口比率から、問題というのは重要な問題で、ましてや老人も増えてくる。そういう中でそれを議員みずからも努力しなければいけない。また、それを聞き取ってもいかなければいけない問題だと思っています。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） ただいま寺尾議員の答弁を聞いていて、より多くの民意を反映させるということであれば15でもいいのかなと思いましたが、少し話が前後してしましますが、大事な話なのでご勘弁いただきたいと思います。

これまで平成23年の初当選以降、かつて会派新創かつうらとして18回以上の市政報告会を開催してまいりました。また、新しい会派新政みらいとして既に2回市政報告会を開催しております。私の個人市政報告会、戸坂健一市政報告会も6回開催していましたが、これまで議員定数を削減すべきという議論は余りなかったように思います。むしろ市民のために頑張っていたきたい、勝浦市をもっとよくしていただきたい、そのために一生懸命頑張ってくださいとのご意見は多数いただきました。しかしながら先ほども申し上げたとおり、残念な不祥事等があった中で、市民の皆さんの意見も反映させていかなければならない。しかし、一方で、勝浦市政をしっかりと頑張っていくためにこれ以上削減してはいけない定数として15という結論をつけたわけです。

先ほど人口についてということでも藤本議員のほうからお話ありました。際限なく削減して

いっていいのかという議論、もつともだと思えます。ちょっと調べたのですけれども、平成29年9月時点での勝浦市における選挙人名簿の登録者数というものがあります。これは男性が8,278名、女性が8,129名、合計で1万6,407名ということになっています。これが将来減っていく人口というものを鑑みても、やはり15以上は下げるべきではない。しかしながら先ほどお話ありました、今後もっと減っていくだろうから、それにあわせて議員も減らすべきだということですが、私たち市議会議員というのは、勝浦市の厳しい現状を考えながら、いかに人口減少を食い止めるか、あるいは高い理想ではあるけれども、人口を増やすために、どうやって頑張っていくかということを考えて働くのが本義だろうと思えます。そうした中で将来の人口減少を前提にして議員数を考えるというのは、ちょっと私としては残念かなというふうに思えます。今の適正な議員数というものを考えて、15ということに提案させていただいている次第であります。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○3番（藤本 治君） 残念ですが、議員定数を1人でも2人でも減らすということは、市民との関係では民意を反映するという点で、大きな民意の切り捨てにつながってしまうわけですので、極めて慎重に検討すべき事柄であります。このわずかな質疑の中だけでこれを尽くせるものでもないというふうにも思いますし、議会改革検討委員会においても、回数こそ2桁に上る回数、検討会を開かれましたけれども、今の内容の討議検討は十分になされていないわけです。それが十分になされた上でこういった議決を検討すべきであろうと思えますし、また、少数意見も、メジャーな意見だけではなくて、それこそ少数者の意見をも議会で反映するとなれば、本当に1人の削減が、市民との関係では民意の切り捨てにつながりかねないということですので、もっと慎重な検討の機会を重ねた上で、これは決すべきだということを申し上げて終わります。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第5号及び第6号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。藤本治議員。

○3番（藤本 治君） 十分な時間をとって検討すべきだと申し上げましたが、委員会付託をぜひやっていただきたいと思えます。

○議長（岩瀬洋男君） 異議がありますので、採決方法を変更いたします。委員会の付託を省略することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手多数であります。よって発議案第5号及び第6号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本治議員。

〔3番 藤本 治君登壇〕

○3番（藤本 治君） 私は、ただいまの発議案第5号並びに発議案第6号、いずれも勝浦市議会の

議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

二元代表制のもと、地方議員は市民と市政をつなぐ住民自治の重要な担い手であり、議会と行政に住民の声を届けるとともに、行政、市長の行政運営を住民の立場から監視し、チェックする重要な役割を持っています。したがって、議員定数は少ないほどいいというものではなく、市民の多様な意見をより正確に反映させるものでなければなりません。議員の人数が減れば、チェック体制が弱まり、結局は市民の利益を損なうことになってしまいます。勝浦市議会でも過去に定数削減が繰り返され、現在は定数が16名です。これをさらに削減する合理的理由はないと考えます。その理由を3点述べます。

その第1は、これ以上の定数削減は、多様な民意を反映したチェック体制の実現を損なうということです。人口比で他の自治体より議員定数が多いことを理由とする定数削減競争が続いていますが、これではどこまでも削減しなければ終わらず、削減のやり過ぎを招くやり方です。民意の反映、民主主義の実現と議員定数については最も大事なテーマでありながら、議会改革検討委員会でもほとんど検討されていません。民主主義の実現と議員定数について、真剣な検討もなく定数削減を行うことは許されません。

第2には、議員からも市民からもよく出る意見の中に、財政が逼迫している中、定数を減らして議員も身を切る改革が必要だという意見があります。けれども、財政の議論は、税金の使い方の問題であり、議員歳費は全予算の1%にも満たない支出です。議員と議会が果たすべき役割は、99%以上を占める予算に不要不急の財政支出がないか、住民の福祉増進のために使われているのかのチェックこそが必要な役割です。そのような役割が果たしているのかこそ検証し、みずからを振り返るべきだと思います。

第3には、市民から、議員は何の役に立っているのか、何をやっているのかわからない、働かない議員が多い、だから減らしたほうがよい、こんな意見もよくあります。しかし、これは議員数を減らして解決するものではありません。必要なことはみずからの議会活動や議員活動が、住民から自分たちの代表として働いてくれていると認めてもらえる活動になっているか、その努力、改革こそが必要であります。

以上、現在の定数16名をさらに削減する合理的理由はないと表明をし、反対討論といたします。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに討論はありませんか。鈴木克己議員。

〔1番 鈴木克己君登壇〕

○1番（鈴木克己君） 私は、ただいま議題となっております発議案第5号 勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

議員定数の削減に対し提案されまし発議案第5号は、勝浦市の市勢、すなわち勝浦市の動態の現状に即した議員数にするため、現行の定数16名から2名減の14名とする提案であり、現在の市政において妥当なものと思います。

議員の定数を定めることについては、明確な基準がない中で、昨今の他の自治体の状況は、人口の減少等を考慮した中で定数の削減が進んでおりますが、議員定数削減についての議論においては、議員数を減らすことについて多様な民意を市政に反映する機会が減少するなどの意見もありますが、急激な人口減少によって過疎地域指定を受けている勝浦市にとっては、その

現状を真摯に受けとめた中で、議員みずからが議員としての資質の向上を図り、市民意向の反映のために努力する必要があります。

これは本年度に特別に設置していただき審議された勝浦市特別職報酬等審議会の答申で示された意見、「人口減少に伴う税収の影響等財政課題がある中、本市の財政状況に与える影響が少なくないとはいえ、議員報酬増額について市民が納得できるよう、市政の発展と市民福祉向上のためのより一層の努力を期待する」とのことは、本議案とは直接的な関係はないかもしれませんが、現状の市議会議員に対する市民からの警告であると感じています。

この議員定数の問題については、私も委員であります議会改革検討委員会において、将来の人口推計、財政の状況を人口的に類似する他市の状況や市民の意向、昨今の議員数への対応など、さまざまな観点から検討、議論してきたところであり、本市において今後さらに人口の減少と高齢化が確実に進むことが予想される中で、歳入の大幅な増加は見込めず、財政の硬直化が進むなど、厳しい状況が続くことは必至であります。

このような状況で議会改革検討委員会において各会派の意見を取りまとめ、調整した結果、議員の定数を減らすことについては決定したものの、減らす人数について協議は意見が分かれ、整わなかったため、独自案として2名減の14名とすることで提案した発議案について賛意を表明します。

さらにこの際申し上げますと、昨今の議会において傍聴者数が6階の傍聴席に入り切れない状況もたびたびある状況において、現状の傍聴席6階へは階段を利用しなければならず、身体的障害を持つ方や車椅子利用者、年配の方への配慮がなく、いわゆるバリアフリーの設計になっていないことから、議員定数が14名になった場合は、現在の議員席の前段、中段でちょうど14名であることから、上段部分と議員席間に何らかの壁などを設置するとともに、スロープ付きの入り口通路と椅子等の配置を改造することにより、傍聴しやすい環境づくりができるものと思います。

以上のことを述べ、私の賛成討論といたします。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに討論はありませんか。佐藤啓史議員。

〔8番 佐藤啓史君登壇〕

○8番（佐藤啓史君） 私は発議案第6号について、賛成の立場で討論いたします。提案者のほうから説明がありました。そのとおりなんですけれども、今回、平成27年の改選以降、当選された2名の議員を除く13名の議員、議長含めて13名の議員、4年前を思い出していただきたいと思います。4年前、18名の定数を16名に削減しました。そのときに1名の議員が反対し、私はそのとき2名削減の賛成討論をこの場で行ったひとりであります。あのときは2名削減について議会改革検討委員会の中で合意は得られなかったけれども、多数の意見ということで全員協議会を設置し、全員協議会の中でそれを議会の意見として我々が提案をしたものであります。加えて申し上げれば、そのときの議会改革検討委員長は寺尾議員であり、私はその意見を全面的に賛成するものとしてこの場で賛成討論いたしました。そして、採決の結果、2名削減という結論を得たものであります。

今回の議員定数削減につきましても、平成27年度の改選以降、各会派から人選し、そして各会派の構成人数に公平公正に案分し、各会派から推薦した委員に基づき、議会改革検討委員会を設置し、その中でるるもろもろに当たって議論をしてまいりました。そして、その中には議

会基本条例の制定や表彰制度の創設など、藤本議員がおっしゃったように、議員としての資質向上、品格のために我々は議会改革検討委員会の中で議会基本条例の制定もしました。そして、議員定数の削減については、当初は私は議会改革検討委員会の委員ではありませんので、メンバーから聞いた話を聞く限りでは、当初は現状維持が多数だというふうに聞いております。しかしながら議員定数削減やむなしという主張をする議員もおられたことから、全会一致を目指すために議員定数1名削減ならいたし方ないだろうということで、議会改革検討委員会の中では合意寸前までいったというふうに伺っております。しかしながら、会派の離合集散等により、その意見が分かれ、その都度に主義主張が変わってきたと伺っております。最終的には、全員協議会の中において、定数削減については、1名の議員を除き賛成、しかしながら1名削減なのか2名削減なのかということについて採決をした結果、10対4で議員削減1名削減が多数意見となったわけでありまして。今回の発議案第6号については、その結果に基づいて提案するものであって、我々はそのことについて賛成したものとして今回の発議案第6号について全面的に賛成するものとして意見を表明し、討論を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第5号 勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手少数であります。よって、発議案第5号は、否決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、発議案第6号 勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手多数であります。よって、発議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議員の派遣について

○議長（岩瀬洋男君） 日程第4、議員の派遣についてを議題といたします。本件につきましては、会議規則第164条の規定により、お手元へ配付の議員派遣の件について、承認を得ようとするものであります。

お諮りいたします。これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、承認することに決しました。

報 告

○議長（岩瀬洋男君） 日程第5、報告であります。報告第7号 専決処分の報告について、報告第8号 専決処分の報告について、以上2件について、市長の報告を求めます。猿田市長。

[市長 猿田寿男君登壇]

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました報告第7号及び報告第8号について、申し上げます。

本件は、1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解についてであり、去る10月23日に専決処分いたしましたので、ご報告するものであります。

なお、この内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

以上で、報告第7号及び報告第8号の説明を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） これをもって報告を終わります。

閉 会

○議長（岩瀬洋男君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって平成30年12月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午前11時14分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第50号～議案第59号の総括審議
1. 諮問第2号の総括審議
1. 発議案第5号～発議案第6号の総括審議
1. 議員の派遣について
1. 報告第7号～第8号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員